

概要

審査請求人に残存する障害は障害等級併合第 6 級に該当するとして、障害等級併合第 8 級とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、〇会社において荷の積み込み作業中、後方に駐車されていた無人のトラックが動きだし、当該トラックにひかれて負傷した。

請求人は、直ちに〇病院に受診し、「両側大腿骨骨折、右踵骨骨折、顔面挫創、顔面瘢痕拘縮、涙管損傷」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後に障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級併合第 8 級に該当するものと認め、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

原処分は、請求人の本件後遺障害のうち、顔面の醜状障害について障害等級第 9 級の 11 の 2 に該当するとして、局所の神経系統の障害等級第 12 級の 12、右足関節の機能障害の第 10 級の 10 とを併合し、障害等級 8 級と認定した。

しかし、顔面の醜状障害については障害等級第 7 級の 12 に該当すると認められるべきであり、障害等級併合第 6 級と認定されるべきである。

3 原処分庁の意見

- 〇病院の医師の測定において、請求書の裏面診断書における右足関節の運動範囲は、健側と同程度の運動範囲が得られているが、自賠責診断書の測定値では 1/2 以下に制限されており、担当官の測定結果と合致していることから、第 10 級の 10「1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当する。

なお、右膝関節については、健側と同程度の可動域が得られており、運動制限は認められない。

- 顔面に残存する瘢痕は、長さ 5 cm 以上の線状痕であり、障害等級第 9 級の 11 の 2「外貌に相当程度の醜状を残すもの」に該当する。

なお、右足に残存する瘢痕は、手のひら大には至らないので、障害等級に該当しない。

- 右足首の疼痛については、右踵骨骨折は変形治癒しており、障害等級第 12 級の 12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当する。

左眼の疼痛及び違和感については、左涙小管損傷による異常感覚と認められ、障害等級第 14 級の 9「局部に神経症状を残すもの」に該当する。

顔面の疼痛については、外傷に起因するものであり、上位等級である醜状障害の等級をもって認定する。

- 以上のことから、請求人に残存する障害は、労災則第 14 条の規定により、同一系列の右踵骨骨折による神経症状の障害等級の第 12 級の 12 と左涙小管損傷による神経症状の障害等級 14 級の 9 を準用し、神経系統の障害等級第 12 級、右足関節の機能障害の障害等級第 10 級の 10、顔面部の醜状障害の障害等級第 9 級の 11 の 2 を併合し、もっとも重い障害に該当する障害等級第 9 級を 1 級繰り上げ、障害等級併合第 8 級と認定したものである。

4 審査官の判断

- 顔面の醜状障害を除く障害について原処分庁と請求人の間に争いはなく、各医証及び負傷後 2 年 9 ヶ月余りを経過した担当官の障害認定時点においても、なお症状は残存していることから、監督署長が認定した右足関節の機能障害第 10 級の 10、右踵骨骨折に伴う神経症状第 12 級の 12、左涙小管損傷に伴う異常感覚第 14 級の 9 は妥当なものと判断する。

- 顔面の醜状について検討すると、監督署長が長さ 5 cm 以上の線状痕と判断していることに対し、審査請求代理人は面で捉えるべきと主張している。

医証を見ると、〇病院医師記載の障害請求書裏面の診断書には、長さは未記載であるが、顔面図に線状瘢痕及び左内眼角部周囲に、これも大きさは未記載であるものの、膨隆がある旨図示されている。また、同医師が作成した自賠責診断書には、左眼前額部に長さ合計 11 cm の線状瘢痕と

左内眼角の偏位 4 mmと図示されている。そして、○病院医師作成の診断書には、線状瘢痕 3 mm×110 mm、眉間部及び左内眼角部に鶏卵大の瘢痕醜形を認める。左内嘴靭帯の断裂により左内眼角が左方に偏位してしまっているためと図で示されている。

各々医師は醜状を面で捉えられている意見であると考えられるため、これらの医証をもとに労災医員に意見を依頼したところ、「顔面中央部に外傷による鶏卵大の瘢痕が残存していると思われる。」との意見を得た。また、これらの瘢痕は、○医師記載の療養経過欄にもあるように、負傷後2度にわたる瘢痕拘縮形成術を施行するも、なお残存しており、将来にわたって改善する見込みは期待し難く、外見においても明らかに人目に付く程度のものであることから、請求人に残存する顔面の醜状障害については障害等級第7級の12「外貌に著しい醜状を残すもの」に該当するものと判断する。

- (3) 以上より、請求人に残存する障害は、右踵骨骨折に伴う神経症状第12級の12、左涙小管損傷に伴う異常感覚第14級の9を労災則第14条第4項の定めにより準用第12級とし、併せて右足関節の機能障害第10級の10と顔面の醜状障害第7級の12を労災則第14条第2項及び第3項の定めにより併合第6級と認定するのが妥当と判断する。